

現代システム科学研究科 研究に関するデータ保存と情報セキュリティに関する申し合わせ

1. 研究データの保存については、「現代システム科学研究科における研究データの保存に関するガイドライン」（以下ガイドラインと呼ぶ）に従う。
2. 「現代システム科学研究科研究倫理委員会内規」第1条に定める「人間を対象とする研究で、かつ倫理的配慮が必要な研究」におけるデータのうち、個人または集団の意思に反してプライバシーを侵害する危険がある電子データについては、ガイドラインに定める内容に加え、次の通り情報セキュリティに配慮して管理するものとする。
 - ・データの分析はセキュリティの確保されたコンピュータ上で行うこと。
 - ・データの移動はネットワークを介して行わないこと。移動時は暗号化された媒体(USB フラッシュメモリなど)に保存し、移動後は媒体からデータを削除すること。
 - ・データを長期保存する場合は、バックアップを作成した上で、ネットワークに接続されない複数の媒体に保存し、鍵のかかる場所に保管すること。
3. 上記2に該当するデータのうち、数値化あるいは記号化された電子データについては、次のようにデータを分割することができる。
 - ・調査、実験等のデータを、対象者の属性および質問項目等の意味づけに関わる部分と、それ以外の部分に分割する。後者には数値あるいは記号のみが記載され、後者のみでデータの意味を解釈できないようにする(前者と後者を組み合わせて初めて、データの意味を読み取ることができるようにする)。
 - ・前者は、上記2に従って管理する必要がある。後者は、ネットワークを介してデータの移動ができるものとし、保存についてはガイドラインに従う。
4. 上記2に該当するデータのうち、数値化あるいは記号化され、対象者の個人情報が削除された内容については、学術論文、書籍、インターネット上のデータベースなどで、統計的処理を行う前の個々人のデータを公開することができる。

音声、画像、動画など対象者個人の属性を明らかにする可能性を含む内容の公開については、公開の必要性、含まれる個人情報の程度、対象者への説明と同意の内容を踏まえて、研究倫理委員会が個別に検討の上、承認する場合がある。

データの公開を予定している場合は、申請書にその旨明記すること。